

平成17年10月27日

千葉県行財政システム改革行動計画

(平成17年度～20年度)

千 葉 県

目 次

総 論

- 1 行財政システム改革行動計画第1ステージの成果(H14～H16) … 2
- 2 環境の変化と改革の方向 … 6
分権型社会への対応

自立した財政基盤の確立

大量退職時代への対応
- 3 計画の概要 … 8

各 論 新たな改革

- 行動計画体系図 … 9
- 1 新しい行政システムの構築 <第1の柱> … 12
- 2 県庁経営改革 <第2の柱> … 14
- 3 財 政 改 革 <第3の柱> … 19

総論

1 行財政システム改革行動計画第1ステージの成果(H14～H16年度)

県では、平成14年度に「行財政システム改革行動計画」を策定し、これまでに組織・機構の再編整備や公社・公営企業の改革、職員削減など徹底した行財政改革に取り組み、その成果を上げるとともに、県政の質的転換も進んできています。

土木部及び都市部を統合した県土整備部の設置や、支庁制度の見直しなど出先機関の再編、血清研究所の廃止等、組織機構を再編整備しました。

他県に先駆けた人事給与等内部事務を集約化した総務ワークステーションの設置や職員研修所の外部委託、公の施設の移譲等を行い、県行政のスリム化を推進しました。

パブリックコメント制度の創設や、政策評価制度の改善、政策法務機能の強化、庁内公募制等人事システムの転換等を行いました。

予算編成においては、県民が真に必要とする事業に重点配分を行うことを基本としながら、部局への枠配分方式の導入や職員給与の独自削減、定員管理の適正化による歳出の抑制、未利用県有地の売却や県税徴収対策など歳入の確保に努め、危機的な財政状況の克服に向けて取り組んできました。

公社等外郭団体については、団体ごとの財務・必要性について外部評価を行い、廃止、統合等を積極的に進めたほか、実質債務超過に陥った住宅供給公社においては、民事調停法第17条に基づく調停に代わる裁判所の決定を経て、再建に取り組んでいます。

行政組織の縦割りを排した部局横断的な施策や、より県民視点を取り入れた施策、施策の企画段階から当事者を含めた県民との連携・協働など、これまでの価値や実施主体などを転換した、県行政の質的転換が起っています。

(参考)

数字で見る主な成果

- 1 改革事項-----3年間で105改革事項のうち92事項で成果
- 2 職員数の削減--3年間で1,261人の削減
- 3 財政効果-----3年間の歳出規模ベースで約1,605億円の削減

(財政効果の主な例)

- ・公の施設の廃止による管理運営費の削減
 - 約4億円の削減(対14年度予算額)
 - (17施設を削減：統廃合9、市町村・民間への移譲8)
- ・職員互助組織への公費補助の廃止
 - 約5億5千万円の削減(対14年度予算額)
- ・事務集中化・民間委託等による事務の効率化
 - 職員約260名分の削減効果
 - (総務ワークステーション、県水お客様センター、職員研修所 等)

4 出先機関の見直し

- 16年度に79出先機関を58機関に再編
- (支庁、税務、福祉・保健、農林、土木、教育関係)

5 公社等外郭団体の見直し

- 7団体を削減(14年4月 56団体 17年4月 49団体)
- 役職員数 860人を削減(14年7月 3,639人 17年7月 2,779人)

行政の質的転換の主な成果

分権型社会における県の役割を踏まえ、前例踏襲型の施策展開から脱却し、県民の視点に立った施策の展開や、総合的・横断的に取り組んでいく事業を充実するなど、時代の変化に対応した県政の質的転換に取り組みました。

また、その結果として、千葉県地域特性を活かした、千葉県発・全国初の施策へとも繋がりました。

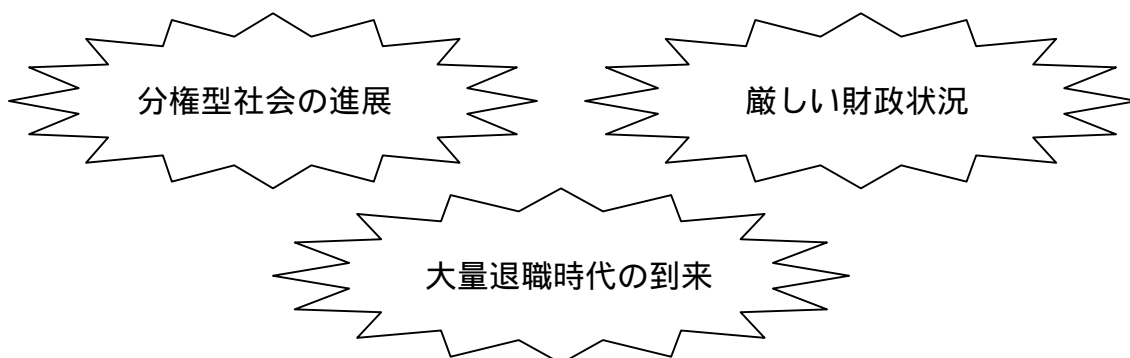
- ・ 全国に先駆けて、集団を対象とした健康づくりから、県民一人ひとりの生活様式に合わせた健康づくり(健康生活コーディネート)に転換し、健康づくりふるさと構想を推進しています。
- ・ 従来の障害者福祉は入所施設を中心として展開されてきましたが、障害者が地域で自分らしく生活したいというのは当然の権利であり、当事者を含む県民自らが計画策定に参加する「健康福祉千葉方式」によって、施設中心の福祉から地域で暮らすことができるようにするための地域づくりへと転換を進めています。
- ・ 施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し、対象者横断的な施策展開を図る「健康福祉千葉方式」に取り組み、従来の対象者別の制度の枠を取り払った「中核地域生活支援センター」の開設等を行いました。
- ・ 「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす」という新たな地域福祉像の具体的実現に向けて県民自らにより「10の実践」を定めるとともに、県民参加の6つの研究会・作業部会(プロジェクト・プレーメン)を立ち上げ、当事者を含めた民間と行政の協働による分権型社会の地域づくりを進めています。
- ・ 全国の都道府県立病院に先駆けて、女性の特性に基づく女性専用の医療を提供する女性専用外来を開設する等の性差医療を進めています。
- ・ 全国に先駆けて、障害者とその家族、企業等からの様々な相談に応じるほか、就業に必要な訓練、就業に至るまでの一貫したワンストップサービスを展開するため、福祉・教育・商工労働の3分野が横断的に連携して、障害者就業支援キャリアセンター事業を行っています。
- ・ 県民、企業、里山活動団体、土地所有者及び行政が協働して、自然豊かな里山を次世代に引き継ぐことを目的に「千葉県里山条例」を制定しました。
- ・ 従来の開発と保全の構図から自然と共生の実現を目指して、県民の意見を聞き、住民参加による政策提言型の「千葉モデル」方式によって三番瀬再生に取り組んでいます。

- ・ 全国に先駆けて法律を補完する条例を制定するとともに、県警及び市町村とも連携し、監視指導体制を強化するなど、産業廃棄物の不法投棄対策を推進しています。
- ・ 大量消費社会から資源循環型社会への転換を推進するため、本県独自の資源であるバイオマスに着目するなど、国に先立ち資源循環型社会づくり計画を策定し、官民を問わず県民が一体となってその推進を図っています。
- ・ 従来は生産性の向上など生産対策が主でしたが、消費者の求める食の安全・安心に応えるため、ちばエコ農業の推進等、生産者重視の施策から消費者の視点を加えた施策に転換し、食の安全安心体制の整備を進めています。
- ・ 従来の首都圏市場での販売シェア拡大を主眼とした生産対策に消費者の視点を加え、県民の皆さんがいつでも県産の新鮮な農林水産物を手に入れられるよう、「ちばエコ農産物」販売協力店の設置や朝揚げ水産物直送体制等「千産千消」ネットワークの構築、さらには全国の消費者に向けた日本一安心な農産物「千葉ブランド」の「千産全消」の取り組みが始まりました。
- ・ 観光を21世紀型産業の主要な柱と位置づけ、観光資源の開発や受入体制の整備を地域住民、企業、NPO、国・市町村等と連携・協力して行う等、オール千葉県で観光立県千葉の実現に取り組んでいます。
- ・ 構造改革特区の活用し、健康福祉千葉特区や京葉臨海コンビナート活性化特区など、規制改革における地方発の政策提言に基づく独自の施策展開を図りました。
- ・ かずさDNA研究所、東大柏キャンパス、千葉大学など、バイオ・ナノテクノロジー関連分野の研究開発を促進するため新産業創出特区の認定(千葉市、柏市、松戸市、木更津市、君津市)を受け、その集積度を高めるとともに、産学官が連携した研究開発拠点の形成を目指しています。
- ・ 企業の県外からの積極的な誘致や県内立地企業への支援等を行うため、企業誘致の理念、政策の枠組み等を「千葉県企業立地の促進に関する条例」として決めました。
- ・ 「(通称)安全安心まちづくり条例」を制定するなど、官民を問わず県民が一体となって安全・安心な生活空間づくりに取り組んでいます。
- ・ 多様な主体とのパートナーシップを推進し、地域の課題解決力を強化するため、県とNPO等が協働して事業を行う「ちばパートナーシップ市場事業」を展開しました。
- ・ 行政課題の解決を目指して、国と異なる立場で法解釈を行い、独自の条例の策定を実現するなど、地方分権改革に対応するため、政策を法務的な方法により実現しようとするための取組を進めました。

2 環境変化と改革の方向

【環境変化】

本県の実財政を取巻く環境に、急激な変化が生じています



これらの変化に的確かつスピーディに対応するため、以下の視点・方向で改革を推進します。

【改革の視点・基本的方向】

分権型社会への対応

中央集権システムから脱却し、自己決定自己責任の原則のもと政策自治体としての能力を高め、国、県、市町村の役割を明確にし、地域特性を踏まえた、多様な主体と連携・協働を進める新しい行政システムを構築します。

自立した財政基盤の確立

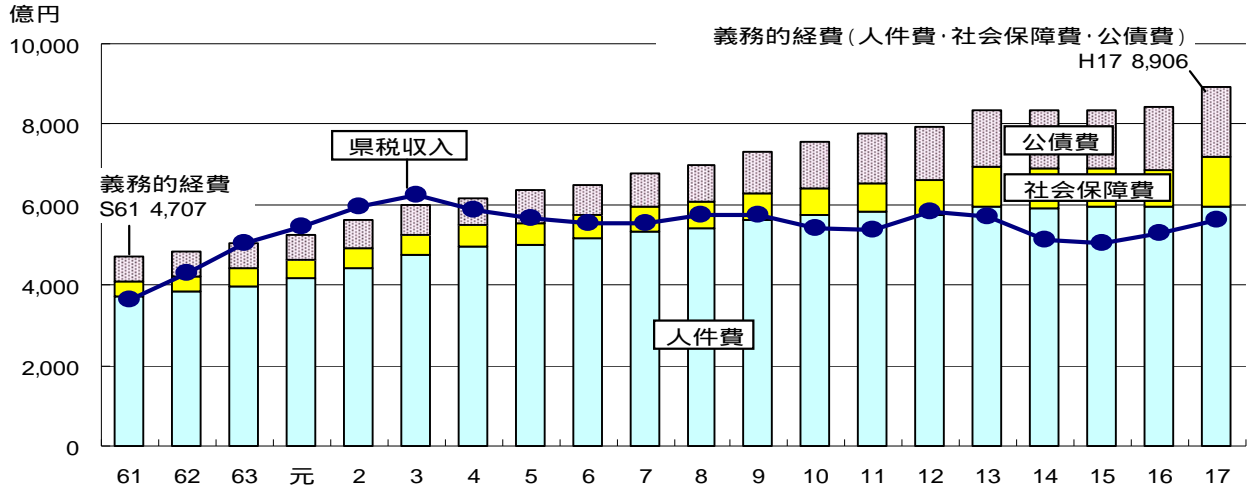
予算の質的転換に向けて、民間能力の活用や県民との協働、選択と集中による事業の実施等自立した財政基盤を確立します。

大量退職時代への対応

真に必要な事務かを見直した上で経営資源配分の重点化を進めるとともに、任期付職員の採用、民間委託等の積極的活用や人材開発などを推進します。

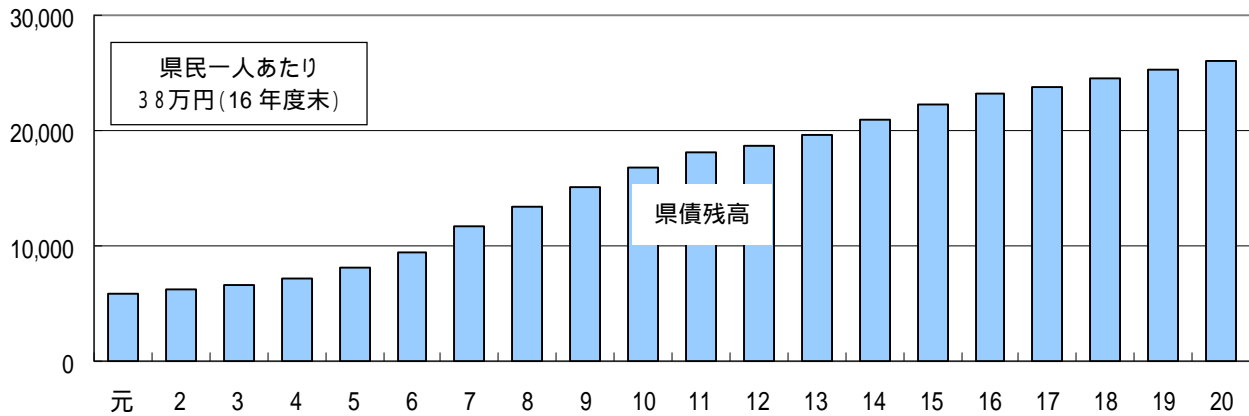
厳しい財政状況

(図 - 1) 義務的経費の推移 ~ 県税収入を大きく上回る伸び ~



平成3年度までは税収と義務的経費はほぼ均衡。
平成17年度では税収は義務的経費の6割程度。

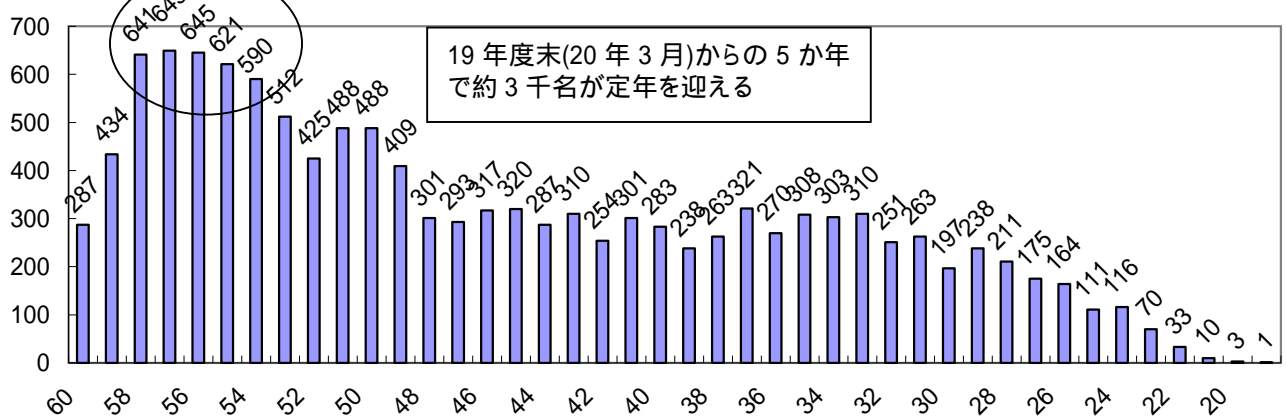
(図 - 2) 県債残高の推移



過去の景気対策や地方交付税の振替による起債の発行により県債残高が急増

(図 - 3) 知事部局・公営企業等職員年齢構成(60~19歳) 職員数は平成17年4月1日現在(12,747人)

年齢は平成18年3月31日現在



これまで毎年200人~300人程度であった定年退職者が平成19年度からは500人を超す

3 計画の概要

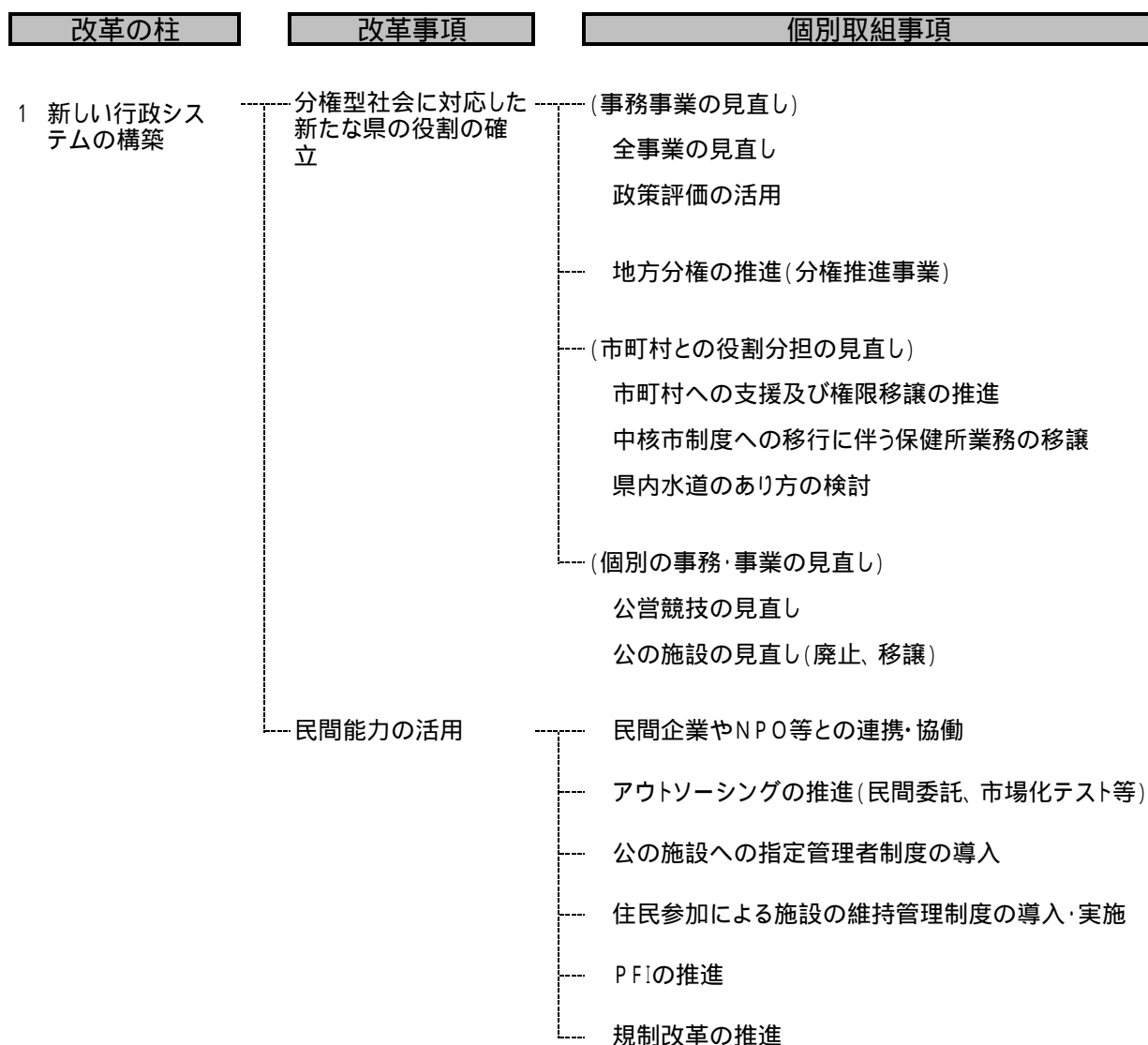
本計画は「3つの柱」で成り立っています。
計画期間は平成17年度～20年度(「財政改革」は18年度～20年度)とします。

第1の柱 新しい行政システムの構築	第2の柱 県庁経営改革
第3の柱 財 政 改 革	

計画の見直し等

- ・ 環境の変化にスピーディかつ的確に対応するため、全事業見直しや政策評価制度の成果等を活用し毎年度改革事項や数値等を見直す「ローリング」を採用します。
- ・ 毎年度成果を公表するなどフォローアップを実施します。

各論

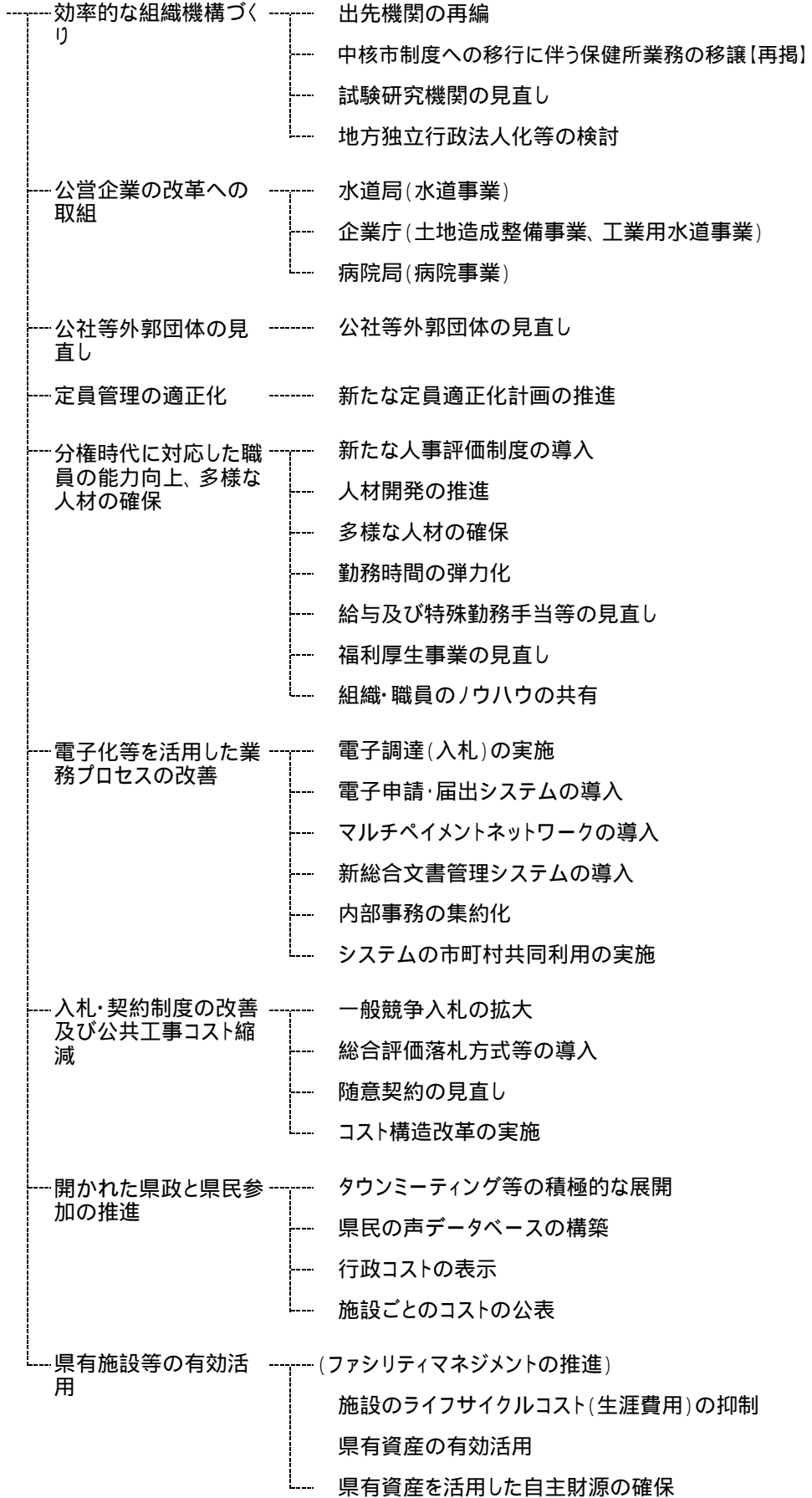


改革の柱

改革事項

個別取組事項

2 県庁経営改革



改革の柱

項目

個別項目

3 財政改革

県財政の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 県財政の状況 <ul style="list-style-type: none"> 景気に左右される税収構造と底をついた基金 実質税収を上回る義務的経費 県債残高の増加 県財政を取り巻く今後の状況 <ul style="list-style-type: none"> 県税や地方交付税等の一般財源が減少 臨時財政対策債等の発行による公債費の増加 高齢化の進展による社会保障費の増加 大量退職時代の到来による退職手当の急増 ぎりぎりの水準まで切り込んだ投資的経費
平成18年度から平成20年度の財政見通し	
財政改革の目標と視点	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間 財政改革の目標 財政改革の取組の視点
「自立した財政基盤の確立」に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 安定した歳入の確保に向けて <ul style="list-style-type: none"> 県税収入の確保 受益者負担の適正化 県有地の売却等 選択と集中による事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 内部管理的経費の抑制 投資的経費の抑制 その他一般行政経費の抑制 緊急的な財源対策である財政健全化債・退職手当債等の発行 国に対する地方税財政制度の改正要望 <ul style="list-style-type: none"> 安定的な税財源の移譲と一般財源総額の確保 退職手当などの急増に対する地方財政制度の拡大 国庫補助負担金の超過負担の解消 直轄事業負担金の廃止 将来世代への負担軽減のために <ul style="list-style-type: none"> 県債残高の総額の抑制 資金調達手段の多様化 県債管理基金の活用
分かりやすい『財政改革』のために	<ul style="list-style-type: none"> ローリング制度の導入 特別会計の設置

1 新しい行政システムの構築 <第1の柱>

(1) 分権型社会に対応した新たな県の役割の確立

地方分権改革や市町村合併が進展する中、県の事務を県の役割の観点から見直し、住民に身近な事務は住民に身近な自治体が担うことがふさわしいことから、市町村に554の事務権限を移譲しました。さらに、限られた資源の中で、業務を効率的・効果的に行うため、政策評価制度の改善や大規模公共事業、試験研究機関における評価制度を導入し、施策・事業の緊急度や重要度等を検証してきました。

今後とも、県が行っている事業について、県の役割を踏まえて、引続き県が事業主体となり進めるべきか否かを、外部の目も入れて大胆に見直しを行い、業務プロセスの改善や新たな施策への転換に取り組みます。さらに、広域自治体として県が果たすべき役割を十分踏まえ、市町村への支援や権限の移譲等を進めていきます。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
(事務事業の見直し)						
全事業の見直し	県の行う全ての事業について、国、県、市町村、民間等の役割を踏まえ、引続き県が事業主体となるべき事業を選別するため、外部の目も入れて大胆に見直しを行います。	見直し	順次実施			総合企画部 総務部 各部局
政策評価の活用	現在行われている政策評価の結果等を、予算編成や組織・職員定数、人事配置等に活かすことができるシステムの検討を進めます。	検討	運用			総合企画部 総務部 各部局
地方分権の推進(分権推進事業)	三位一体改革など地方分権改革を一層推進するため、庁内の総合調整、職員の意識改革に努めるとともに、住民理解の促進、市町村との連携強化などを進めます。 このため、県・市町村の役割、自治体経営、新しい公共空間の形成等のこれからの分権型社会のあり方を明らかにしていくとともに、分権フォーラムの開催、住民アンケートの実施、全国知事会や他の都道府県・市町村と連携しての改革提言など総合的に取り組んでいきます。	順次実施				総合企画部 各部局
(市町村との役割分担の見直し)						
市町村への支援及び権限移譲の推進	市町村と協働した総合的な地域づくりに向けて、県の持つ人材や情報などを組織横断的な体制で提供するなど、市町村への支援を進めていきます。 また、住民に身近な事務を市町村に権限移譲するなど、市町村の機能強化の支援を図ります。 移譲にあたっては、分権型社会における基礎自治体のあり方等を踏まえ、市町村の規模等に応じた包括的な権限移譲や、移譲を受けた事務が滞りなく実施できるよう、県からの人的・財政的な支援を行います。	支援 方針策定	実施			総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				健康福祉部
県内水道のあり方の検討	将来における県営水道等の県内水道のあり方について、望ましい県と市町村の役割、経営形態等を学識経験者による委員会で検討し、その提言を踏まえつつ、県・市町村・水道企業団等の合意形成を図ります。	検討	実施			総合企画部
(個別の事務・事業の見直し)						
公営競技の見直し	松戸競輪(16年度までの施行者:千葉県、松戸市)については、平成17年4月から開催を松戸市に一元化し、県としては開催を行わないこととしました。 船橋オートレース(施行者:千葉県、船橋市)については、事業の運営を包括的に民間企業に委託します。 船橋競馬(施行者:千葉県競馬組合(千葉県、船橋市、習志野市で構成))については、「船橋競馬新5か年計画」(平成14~18年度)に基づく各種振興策や経費の削減策等を積極的に推進し、経営の健全化を図ります。	検討	順次実施			総務部
公の施設の見直し(廃止、移譲)	民間において類似するサービスが提供されているもの(国民宿舎等)については、民営化など公的関与の必要性について見直しを行います。	検討	方針決定			総務部 各部局

(2) 民間能力の活用

「民間でできることは、できるだけ民間にゆだねる」との原則の下、水道局浄水場整備等へのPFI手法の導入や職員研修所、工業用水事業の浄水場運転管理業務等で民間委託を進めたほか、NPO立県の実現を目指し、パートナーシップマニュアルを策定する等NPO等との協働等を進め、総務ワークステーションを設置し派遣労働者の活用を行ってきました。

今後は、公共サービスが行政だけではなく住民や地域の団体、民間企業など多様な活動主体によって提供される社会に向けて、大学や民間企業等の知恵とちからを十分生かし連携・協働により新たな施策が展開されるよう、県のコーディネート（調整）機能の強化や総合力の発揮に向けた環境づくりを進めていきます。さらに、「県職員の行う業務は、県職員でなければ行うことの出来ない業務に限定する。」ことへと原則を発展させ、民間委託の推進や市場化テストの検討などを積極的に進め、民間になじむ事業については積極的に移行します。また、民間の活動等を妨げる規制の改革を進めるなど、民間能力の活用を積極的に推進します。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
民間企業やNPO等との連携・協働	行政と民間企業等との協働により、より大きな成果が生まれるよう、従来の枠組みにとらわれない新たな協働について検討を進めます。 また、NPO立県千葉の実現を目指し、千葉県NPO活動推進指針に基づきNPO等の事業力強化を図るための支援を行うとともに、パートナーシップマニュアル等を活用し、行政とNPO等との協働を進めます。 更に、民間企業等が行う地域の社会貢献活動、奉仕活動が積極的に展開される環境づくりについて、検討します。	順次実施				総合企画部 環境生活部 各部局
アウトソーシングの推進(民間委託、市場化テスト等)	「事業仕分け」等の結果県が行うとした業務についても、その実施は民間で行うことを基本とし、限られた人的資源を有効に活用するにふさわしい業務を、県が直接実施するものとして選択していきます。 ・許認可等の公権力の行使を伴うもの、企画調整、経営管理以外の業務は委託を原則とし、業務委託の判断基準を明確化したうえ、委託可能な業務を整理し、実施計画を策定します。 ・多くの人手やコストを要する業務については、活動基準原価計算(ABC分析)によるコスト計算を行い、市場化テストの実施について検討します。 ・業務委託に馴染まない業務等であっても、業務プロセスを分析のうえ、業務命令によって統制することが可能なものについては、派遣労働者を活用します。	検討	順次実施			総務部 各部局
公の施設への指定管理者制度の導入	公の施設の管理について、指定管理者制度を積極的に導入し、県民サービスの向上と行政コストの縮減を図ります。	実施				総務部 各部局
住民参加による施設の維持管理制度の導入・実施	県民のみなさんに身近な道路や河川、公園等の公共施設の維持管理にあたっては、地域づくりの一員・担い手となっていただける個人や団体、企業等の協力を得ながら実施します。	方針策定	順次実施			県土整備部 各部局
PFIの推進	「千葉県PFI活用ガイドライン」について、PFI手法の導入における対象事業の基準及び導入の適否を判断する基準等を明確にする改訂を17年度中に行います。	改訂	導入検討			総合企画部 各部局
規制改革の推進	「規制改革に関する基本方針」に基づき、経済の活性化と県民負担の軽減を図るため、条例等による規制、県が独自に設定している規制(何らかの時間的・経済的負担を求めているもの)の撤廃・緩和や許認可等事務手続きを簡素化します。	実施				総務部 各部局

2 県庁経営改革 <第2の柱>

(1) 効率的な組織機構づくり

県民の皆さんの利便性の向上と事務の迅速化を図るため、簡素で効率的な組織体制を目指し、支庁制度の廃止をはじめ出先機関の再編・整備や組織の大括り化等を行いました。

今後とも、県の役割や職員構成を踏まえ、効率的な組織編成を行います。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
出先機関の再編	県の出先機関については、平成16年度に支庁制度を廃止するなど大規模な再編・整備を行いました。今後、IT化の進展に伴う事務処理の効率化・合理化、市町村合併の進捗や県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、地域の特性に応じた機能強化等も含め、組織のあり方等について検討し、再編を進めます。	検討	順次実施			総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲【再掲】	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				健康福祉部
試験研究機関の見直し	試験研究機関については、国・民間の試験研究機関や大学との連携や共同研究等を進め、研究項目等の選択と集中を行い、適正な組織規模について検討を進めます。	検討	順次実施			総合企画部 総務部 各部局
地方独立行政法人化等の検討	公営企業、試験研究機関等について、成果やコスト構造等を明確にした経営を行うため、地方独立行政法人化等を検討します。	検討	方針決定			総合企画部 総務部 各部局

(2) 公営企業の改革への取組

地方公営企業については、血清研究所の廃止や企業庁土地造成整備事業の10年以内の終結等の改革や民間能力の活用など経営の健全化に向け施策を進めてきました。

今後とも、環境変化に応じた経営の総点検や経営計画の策定などを通じ、積極的に事業の再構築等を進めるとともに、計画性・透明性が高く、健全な企業経営に努めていきます。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
水道局(水道事業)	これまで、浄・給水場の運転管理業務の委託や県水お客様センターの設置等を行ってきたところであり、今後とも、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、積極的に民間能力を活用するなど一層の改革を進めます。 また、現在の事業計画(平成13～17年度)が終了することから、平成22年度を目標年度とした次期事業計画を17年度末までに策定します。	策定	実施			水道局
企業庁(土地造成整備事業、工業用水道事業)	土地造成整備事業については、基盤整備事業を平成22年度までに、土地処分を平成24年度までに概ね終了させることとします。貸付済みの土地及び未分譲の土地を引き継ぐこととなる新たな組織については、他部局に関連する業務を含め検討し、準備を進めます。なお、現在の経営戦略プラン(平成15～17年度)が終了することから、17年度末までに次期プランを作成し、事業の効率的な執行を推進します。 また、工業用水道事業については、一層の経営の効率化を図るため、浄水場の運転操作等の外部委託を進めます。	順次実施				企業庁 関係部局
病院局(病院事業)	病院事業の独自性・自立性を高め、資源の一体的かつ効率的な運用によって経営健全化を図るため、平成16年度から地方公営企業法の全部適用を行いました。 今後は、千葉県病院局中期経営計画(平成17～19年度)に基づいて医業収益の向上を中心とした経営改善や効率的な人員配置等に取組み、単年度の赤字(平成15年度実績 約21億円)を平成19年度には約2億円に圧縮します。	順次実施				病院局

(3) 公社等外郭団体の見直し

公社改革については、県依存型の経営から自立型の経営に転換し、真に必要な事業を独立採算により行うことを基本的考えとし、監査法人による経営調査を踏まえ見直し方針を決定し、これまで、幕張熱供給(株)及び(財)千葉県水道サービス協会の2団体を廃止し、さらに3団体を統合する等7団体の減少をみています。

今後は、当該見直し方針及びこれに沿った経営計画を、その後の環境変化に応じて改訂し、事業の再構築を進めます。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
公社等外郭団体の見直し	<p>県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、県の政策課題に対応する真に必要な事業を独立採算により行うことを基本的考え方として、県行政改革推進本部で決定した見直し方針に沿って抜本的な改革に取り組みます。</p> <p>なお、見直し方針についてはその後の環境変化に応じてチェックし、団体の統廃合や役職員数の削減など必要な見直しを行い、団体数、役職員数を概ね2割削減します。</p> <p>新たな公社は設置しません。 経営状況を積極的に開示します。 県からの人的支援は、原則としてなくします。 県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合のみ行います。</p> <p>公社等の財務状況や経営改善等について、客観性や透明性を図るため各公社等における監査機能を強化します。</p>	方針見直し → 順次実施				総務部 各部局

(4) 定員管理の適正化

3年間で966人、6.0%削減する定員適正化計画(H15~H17)に基づき、事務事業の廃止や業務プロセス改革等により定員の削減を進め、計画を上回る約1,200人の職員削減を行いました。

今後とも、県の役割の見直しと事業の選択と集中、アウトソーシング等民間能力の積極的な活用を進め、業務量に見合った定員適正化に取り組みます。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
新たな定員適正化計画の推進	<p>分権型社会における県の役割の見直しを踏まえ、県の行うべき業務に対して、真に必要な人員を振り向けます。</p> <p>そこで、取組の具体的目標として、新たに前回計画を上回る削減人数を設定した定員適正化計画を策定し、知事部局、各行政委員会、公営企業、教育委員会事務局及び警察(警察官以外)の職員の削減に努めます。</p> <p>[学校職員] 学校職員については、標準法による定数を最大限活用することとし、県単独配置職員の見直しを行います。</p> <p>[警察官] 警察官については、今後の社会情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めます。</p>	策定 → 実施				総務部 各任命権者

(5) 分権時代に対応した職員の能力向上、多様な人材の確保

職員一人ひとりの意欲や能力と経験を最大限に活かし、組織の活力を向上させるため、目標管理制度や庁内公募制度の導入、これらと連携した人材開発型の研修等を進めてきました。

今後とも、柔軟な人事配置や能力・実績を重視する客観的で公正な人事評価制度や職員の潜在能力を引き出す研修の仕組みを検討し、チャレンジ精神を持った職員を育成するとともに、専門的能力を持った者を採用するなど多様な人材の確保を行います。また、給与や福利厚生の適正化、職員の大量退職時期を迎えることから、これまで県に蓄積されたノウハウ等を活かしていくための取組を行います。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
新たな人事評価制度の導入	職員の職務を遂行する上で発揮した能力や職務を遂行した実績を的確に把握・評価するより客観的な人事評価制度について、国の公務員制度改革の動向を踏まえて具体的な検討を行い、実施していきます。	検討	実施			総務部
人材開発の推進	地方分権の進展等により、政策や法務に関する知識など職員に求められる能力も大きく変わってきています。このため、新たな人材開発に関する基本的な方針を策定し、国や市町村、民間企業等との人事交流や職員の主体的な能力開発への支援、研修制度、人事制度と連携した人材開発など仕組みを整備し、意欲と能力を備えた職員の育成を進めます。	検討	実施			総務部
多様な人材の確保	多様化・高度化する行政サービスの需要に対処するため、多様な能力を持つ人材を採用、確保するとともに、弾力的な組織運営(職員配置)が行われるよう、職種区分を見直します。 ・任期付職員、民間企業等経験者の採用 ・職種区分(採用職種)の見直し	検討	実施			総務部
勤務時間の弾力化	複雑高度化の進む行政課題に的確に対応し、公務の効率的な運営を確保するため、短時間勤務制度や在宅勤務制度等、勤務時間の弾力化を検討します。	検討	実施			総務部
給与及び特殊勤務手当等の見直し	民間準拠を基本として、より職員の職務・職責や実績に応じた給与となるよう、給与構造の見直しを行います。 また、特殊勤務手当等について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、適正化を図ります。	検討	実施			総務部
福利厚生事業の見直し	全ての職員住宅・寮を対象に今後の廃止計画を策定し、転用又は用地の処分を進めます。 廃止するまでの間は、民間家賃の状況等を勘案し貸付料の引き上げや、職員間の公平性確保の観点から長期入居の見直しを行うとともに、職員住宅の集約化を図ります。	策定	順次実施			総務部 各任命権者
組織・職員のノウハウの共有	組織能力の向上や業務の改善を図るため、職員の優れたノウハウや成功体験、成功事例を組織全体で共有する仕組みを作ります。	順次実施				総務部

(6) 電子化等を活用した業務プロセスの改善

電子化等による事務の効率化や簡素化を進めるため、一人一台パソコンによる庶務事務の集約化を図るなど業務改善を進めてきました。

今後とも、電子自治体の構築を目指し、電子申請やマルチペイメントネットワークの導入、内部事務の集約化等による業務プロセスの改善を進め、県民の利便性の向上や行政経費の削減に努めてまいります。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
電子調達(入札)の実施	事業者の利便性の向上と調達コストの低廉化や行政事務の効率化を図るため、公共事業、物品購入等の調達(入札)事務がインターネットを通じて行える電子調達(入札)を実施します。	試行	拡大	本格稼働		総務部 県土整備部
電子申請・届出システムの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、各種申請・届出の行政手続がインターネットを通じて行える電子申請・届出システムを導入します。	開発	稼働・拡大			総務部
マルチペイメントネットワークの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、金融機関と収納機関をネットワークで結び、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々な手段により、自動車税や自動車取得税などの支払いを行うことが出来るマルチペイメントネットワークを導入します。	検討	設計・開発	稼働		総務部 出納局
新総合文書管理システムの導入	行政事務の効率化を図るため、文書のライフサイクル(收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等)を一元的に管理する総合的な文書管理システムを導入します。	検討	設計・開発	稼働		総務部
内部事務の集約化	行政事務の効率化を図るため、県立学校においても庶務共通事務処理システムを導入します。		順次実施			総務部 教育庁
システムの市町村共同利用の実施	県・市町村全体としての行政経費を削減するため、電子調達(入札)システム及び電子申請・届出システムの共同利用を実施します。	(入札)調整 (申請)調整	実施			総務部

(7) 入札・契約制度の改善及び公共工事コスト縮減

入札・契約制度の改善として、入札結果等関連情報の公表等に取り組んできました。

今後とも、手続きの透明性を高めるための入札・契約制度の改善を進めます。

また、公共工事コスト縮減を図ります。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
一般競争入札の拡大	競争性の向上と調達手続きの透明化を図るため、一般競争入札の拡大を行います。	基準検討	実施			総務部 県土整備部
総合評価落札方式等の導入	価格のみの競争ではなく、施工手順や品質管理の方法、技術者の能力など企業の技術力等を含め総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式を導入します。 併せて、VE(バリュー・エンジニアリング)方式や設計施工一括方式等、民間技術力の活用を図ります。	基準検討	実施			県土整備部
随意契約の見直し	地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約で行われている業務委託契約については、随意契約理由、当該サービスを提供する企業等の存在を精査し、競争入札への転換を進めます。 また、競争入札の拡大を図るため、長期継続契約制度の導入を検討します。	実施				総務部 県土整備部
コスト構造改革の実施	公共事業における設計・計画から維持管理までの全ての段階でコストの観点から見直すコスト構造改革プログラムに取組み、設計の総点検、設計VEにおける専門家の活用等により、総合的なコスト縮減を図ります。	実施				県土整備部 各部局

(8) 開かれた県政と県民参加の推進

県民の皆さんからの政策提言型デモクラシーを実現するため、徹底した情報公開と県民参加を推進することとし、ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）の創設等を行いました。

今後とも、コスト等の情報を積極的に公開するとともに、タウンミーティング等の展開など県民ニーズを的確に捉え県民主体の行政を展開していくため、仕組みづくり等を積極的に推進します。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
タウンミーティング等の積極的な展開	大規模な事業計画や政策の策定にあたっては、計画段階から広く県民、団体等の関心を高めるとともに、意見を計画に反映させるため、タウンミーティング等による合意形成に取り組みます。	実施				総合企画部 各部局
県民の声データベースの構築	知事への手紙など様々なチャンネルから寄せられるみなさんの意見・提案・質問を、行政サービスの見直し等に活用するため全庁的に共有するとともに、県民のみなさんへの説明責任を果たし、納得をいただくため、寄せられた意見等に対する県の考え方を公表します。	実施				総合企画部
行政コストの表示	職員のコスト意識を高めていくとともに、県民のみなさんに県の業務に係る費用等の情報を提供するため、公共工事やイベント、印刷物に要するコストを分かりやすく表示します。	実施				総務部 各部局
施設ごとのコストの公表	施設の運営改善に資するため、福祉施設など利用者が多いことが事業の効用につながらない施設を除き、利用者1人あたりにかかる施設のコストを公表します。	実施				総務部 各部局

(9) 県有施設等の有効活用

財源の確保を図るため、未利用県有地の売却に取り組んできました。

今後とも、未利用県有地の売却に取り組むとともに、県の保有する施設を県の経営資源と捉え、維持管理コストの低減や資産を活用した財源の確保を図るなど、有効活用に努めます。

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	実施部局
(ファシリティマネジメントの推進)						
施設のライフサイクルコスト(生涯費用)の抑制	施設の有効利用や、快適・機能的な執務環境を実現するため、総合的・長期的視野に立ち、企画・管理を行います。 建設費用だけでなく、光熱費、保全費、改修・更新費、解体処分費用を含む施設の生涯費用(Life Cycle Cost)の抑制、施設の長寿命化を図るため、総合的・長期的な財務的視点に立った維持管理・更新計画を策定します。	検討・実施				総務部 県土整備部 各部局
県有資産の有効活用	県有資産についての情報を集約・一元化し、総合的な管理を行います。 効果的・効率的な利用が行われていない施設については集約化や、適正な配置、民間ビルの活用を検討するとともに、活用されていない土地、施設については、売却を計画的に進めます。	検討・実施				総務部
県有資産を活用した自主財源の確保	自主財源の確保等に資するため、県有資産を活用した広告事業を行います。なお、実施にあたっては窓口の一元化等、広告主の利便性を図ります。 ・施設命名権(ネーミング・ライツ)の導入 ・各種媒体による広告事業の実施 ・名入れ寄付	検討・実施				総務部 各部局

3 財政改革<第3の柱> ~ 予算の質的転換を図るために ~

県財政の現状と課題

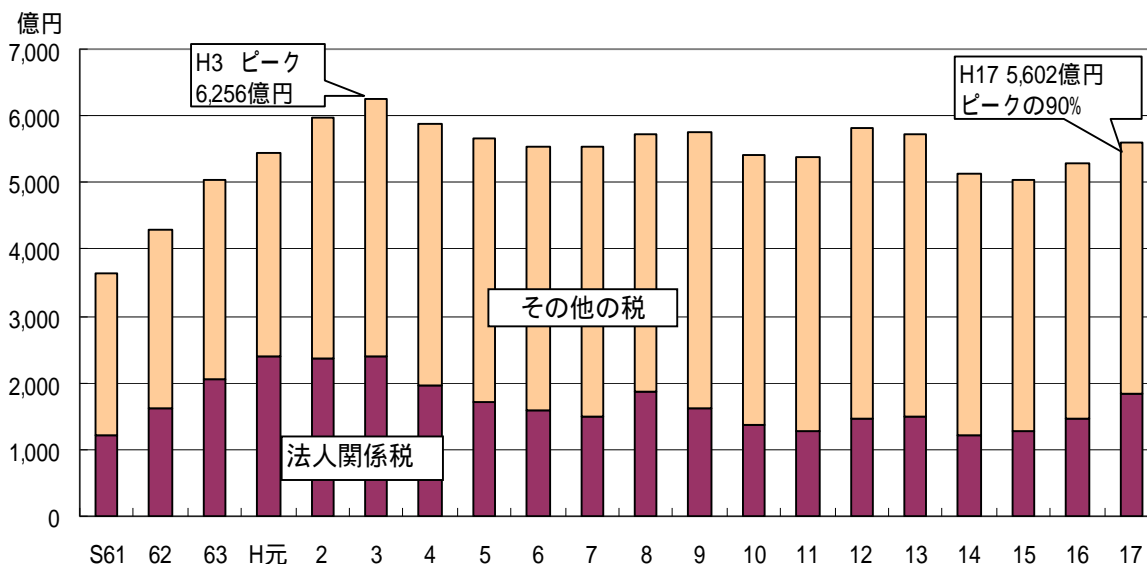
1 県財政の現状

(1) 景気に左右される税収構造と底をついた基金

歳入の基幹となる県税収入は、法人2税（法人県民税・事業税）が景気に左右され大きく増減するため、たいへん不安定な税収構造となっています。

また、年度間の財源調整を行うための財政調整基金は、平成10年度から底をついている状況です。

県税収入の推移～平成3年度をピークに、以降は低迷～



注) 地方消費税関連収支を加味した実質。16年度までは決算額、17年度は9月現計予算額。

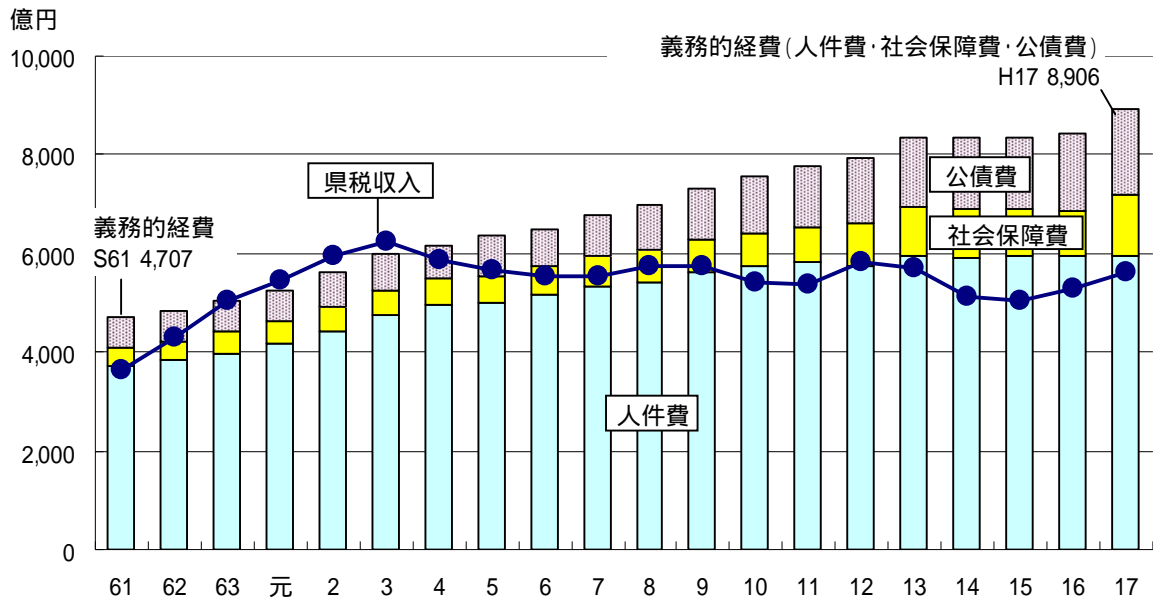
(2) 実質税収を上回る義務的経費

歳出では、職員の平均年齢の上昇や教員、警察官の増員などによる人件費の増加、高齢者人口の増などによる社会保障費の増加が続いています。

また、過去の経済対策や地方交付税の振替えである臨時財政対策債を大量に発行してきた結果、公債費が急増しており、これら義務的経費は増加する一方となっています。

このため、平成3年度までは義務的経費をほぼ税収で賄っていましたが、平成17年度では、税収は義務的経費の6割程度となっており、自主的な財政運営には程遠い、非常に脆弱な財政基盤となっています。

義務的経費の推移 ～ 県税収入を大きく上回る伸び～



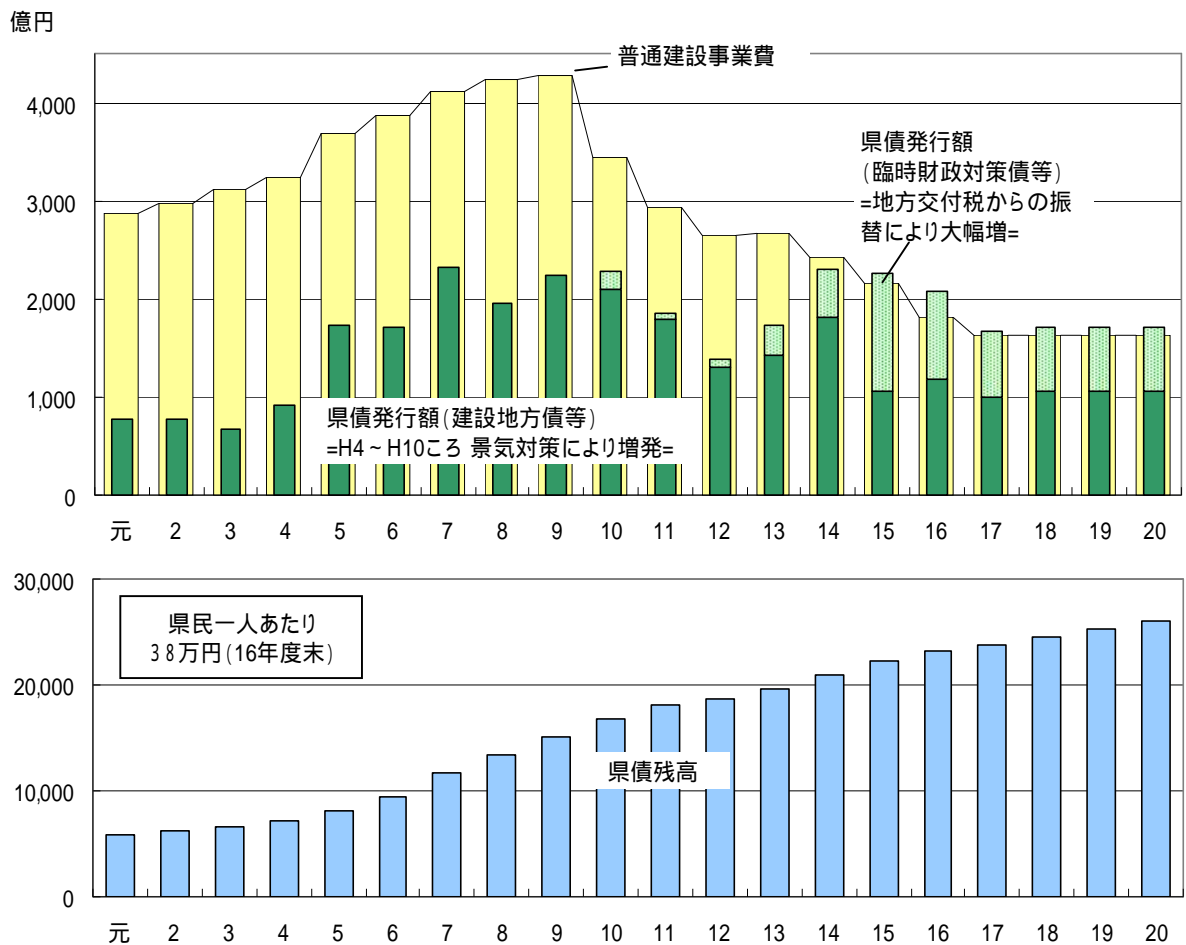
注) 当初予算ベース (H13及びH17は6月補正後予算額)。公債費は借換分を除く実質。
 県税は地方消費税関連収支を加味した実質収入 (H16までは決算額、H17は9月補正後予算額)

(3) 県債残高の増加

過去の国の経済対策による公共事業の追加や、地方交付税の振替えとなる臨時財政対策債の発行などにより、県債残高が急増しています。

平成7年度にはじめて1兆円を超えた県債残高は、平成14年度には2兆円を超え、最近では毎年1千億円も増加しており、増加傾向は今後もしばらくは続く見込みです。

県債発行額・残高の推移 ～建設地方債は抑制、臨時財政対策債等は増～



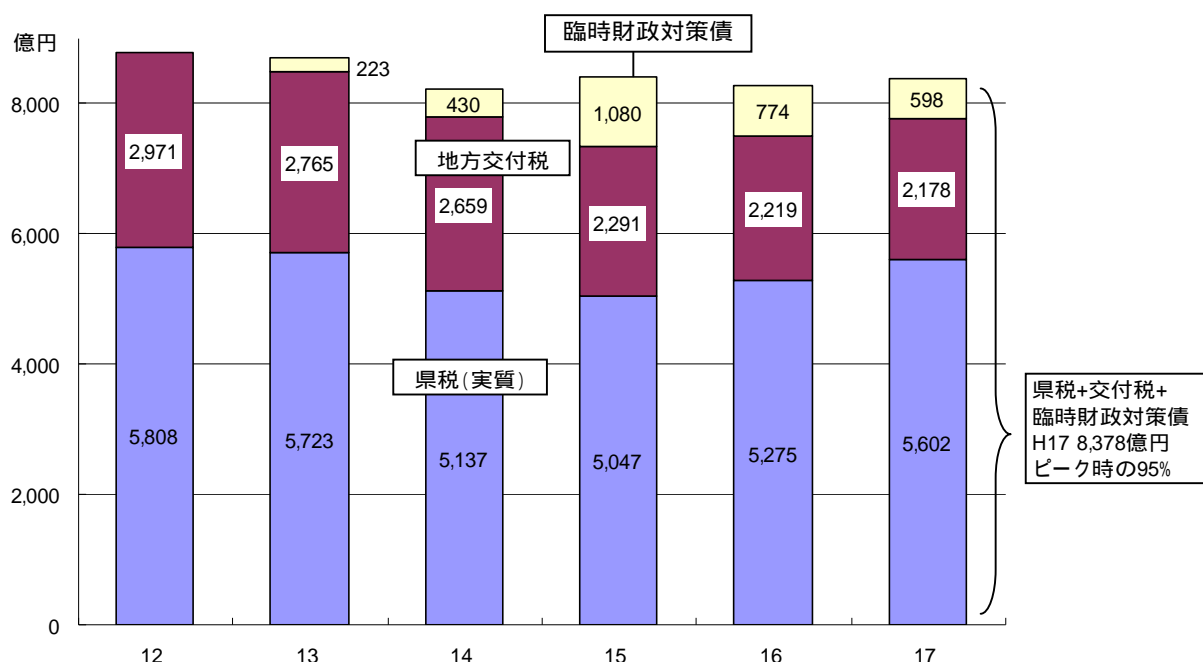
注) 県債は発行額ベース(借換債を除く実質)、普通建設事業費は当初予算額。(H13及びH17は6月現計予算額、H18以降は建設地方債等をH17と同額とおいた場合の推計)
臨時財政対策債等は臨時財政対策債及び減税補てん債。

2 県財政を取り巻く今後の状況

(1) 県税や地方交付税等の一般財源が減少

近年は、県税収入が伸び悩むなか、三位一体改革により地方交付税等が抑制傾向にあるため地方が自由に使える一般財源が減少しています。

県税・地方交付税・臨時財政対策債の推移 ～一般財源は減少・伸び悩み～

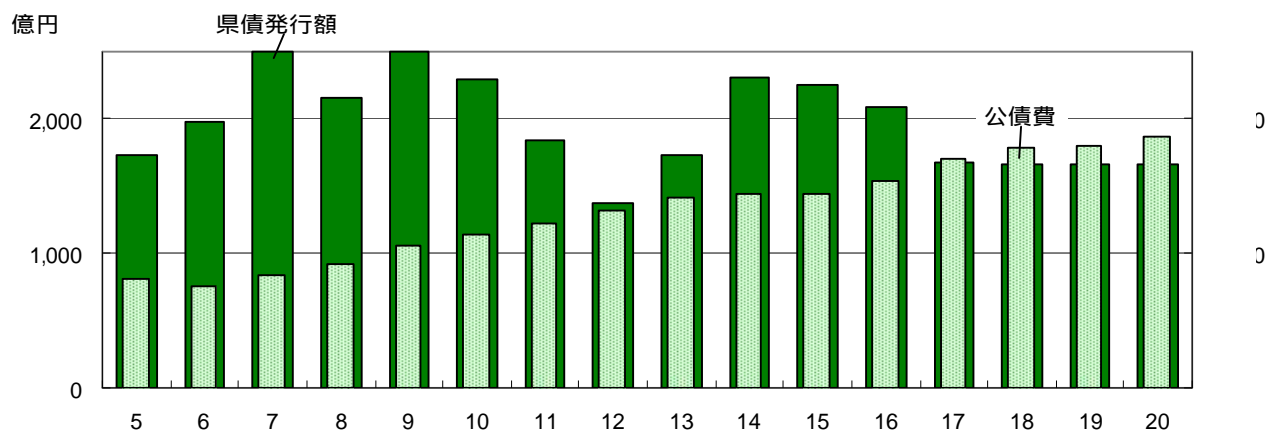


注) 16年度までは決算額。17年度は9月補正後の額。県税は地方消費税関連収支を加味した実質。

(2) 臨時財政対策債等の発行による公債費の増加

公債費については、過去の景気対策や地方交付税からの振替えによる臨時財政対策債の発行により、地方債残高が急増し、これらの償還に係る公債費負担が今後増加を続けていきます。

県債発行額と公債費の推移 ～県債発行を抑制するも公債費は増加～

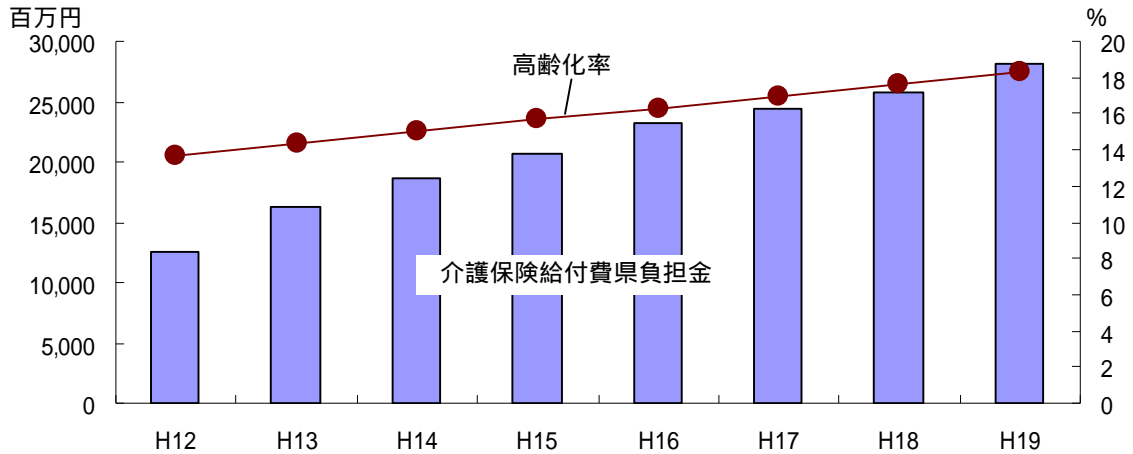


注) 借換分を除く実質。県債発行額は実績ベース、公債費は当初予算額(H17は6月現計予算額。H18以降は建設地方債等をH17と同額とした場合の推計。)

(3) 高齢化の進展による社会保障費の増加

千葉県の高齢化率（65歳以上）は、平成17年4月で16.9%となっており、全国では低い方から5番目と、「若い県」の部類に入りますが、将来は、全国平均を上回る速度で高齢化が進み、医療費、給付費等の増大が財政の圧迫要因となってくることが懸念されます。

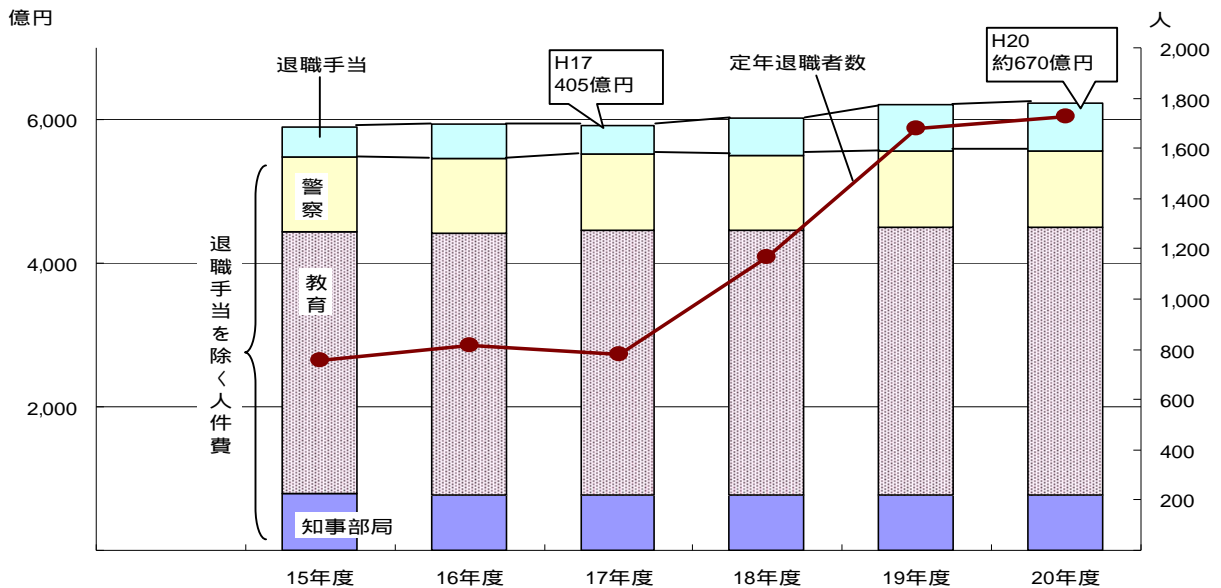
高齢化率と介護保険給付費県負担金の推移 ~急速な高齢化に伴い負担は増加~



(4) 大量退職時代の到来による退職手当の急増

本県職員の年齢構成からみると、定年退職者が平成18年度から平成20年度の3年間で1,000人程度増加することが見込まれ、この増加傾向は平成20年代の半ばまで続いていくことが予想されます。

人件費の推移 ~今後、大量退職により退職手当が大幅増~

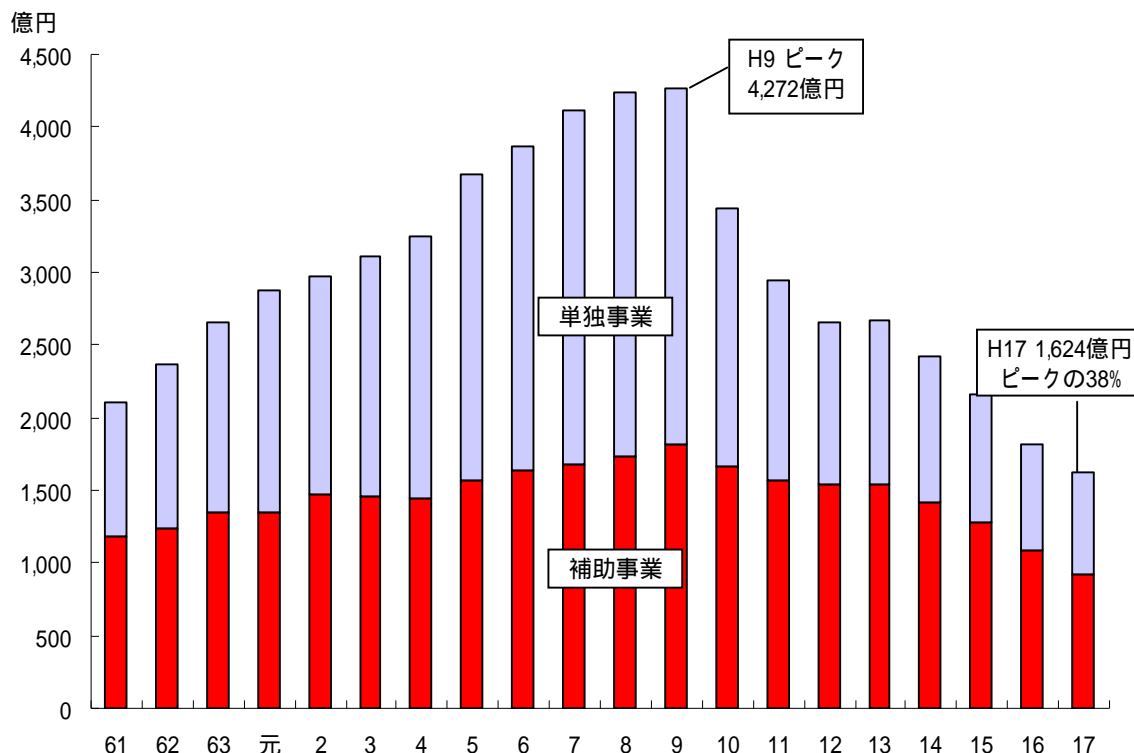


注) H15, H16は最終予算額。H17は9月現計予算額。H18以降は職員数を増減なしとした場合の推計。
退職手当の額には定年退職者のほか中途退職者に係る手当を含む。

(5) ぎりぎりの水準まで切り込んだ投資的経費

投資的経費は、これまでシーリングを設定し大幅な削減を行った結果、平成17年度の水準はピークであった平成9年度の38%まで落ち込んでおり、県民サービスを提供していくうえで、これまでのような大きな削減は困難な状況です。

投資的経費の推移 ~ 大幅な削減によりピーク時の4割以下に ~



注) 投資的経費のうち普通建設事業費の推移。金額は当初予算ベース (H13 及び H17 は6月補正後ベース。)

平成18年度から平成20年度の財政見通し

平成17年度の収支見通しをもとに、県を取り巻く今後の財政状況を踏まえ、平成18年度から平成20年度までの財政見通しを推計しました。

各年度とも、約800億円から1,000億円程度の財源不足が生じ、3年間の財源不足の合計額は、約2,700億円に達するものと見込まれます。

<歳入>

(単位:億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度
(地方消費税を加味した実質収入)	(5,652)	(5,620)	(5,720)	(5,850)
県税	6,930	6,910	7,040	7,210
地方交付税	2,178	2,070	2,050	2,030
県債	2,411	2,330	2,200	2,620
うち借換債を除く	1,280	1,260	1,260	1,260
その他	5,583	5,410	5,500	5,570
歳入合計	17,102	16,720	16,790	17,430

<歳出>

(単位:億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度
義務的経費	12,856	12,950	13,190	13,880
人件費	5,924	6,000	6,200	6,220
うち退職手当	405	500	650	670
社会保障費	1,239	1,350	1,450	1,550
税関係交付金等	2,680	2,750	2,800	2,880
公債費	3,013	2,850	2,740	3,230
うち借換分除く	1,882	1,780	1,800	1,870
普通建設事業費	1,621	1,620	1,620	1,620
その他	3,010	2,920	2,920	2,920
歳出合計	17,487	17,490	17,730	18,420
財源不足額 = -	385	770	940	990

3か年累計 2,700 億円

この推計は、平成17年度の制度・施策を前提として、平成18年度以降、特段の節減努力や財源対策を講じなかった場合の収支見通しです。

なお、平成17年度は上記の歳入のほか、特例的な地方債である財政健全化債・退職手当債(385億円)の発行により、収支の均衡を図っています。

(参考) 財政見通しの推計方法

<歳入>

県税

名目経済成長率（17年度:1.3%、18年度:2.0%、19年度:2.6%、20年度:3.4%）を前提として、税制改正については確定しているものを加味して推計。三位一体改革に係る税源移譲は見込んでいない。

景気の回復基調に伴い、おおむね増収基調を見込んでいます。ただし、17年度に大幅な増収となる法人事業税については、制度上、中間申告（前年度納付）分を翌年度に差し引くこととなるため、18年度は一時的に減収となる見込みです。

地方交付税

基準財政収入額は県税の推計値をもとに、基準財政需要額は積み上げにより推計

税収増との見合いで地方交付税については減収基調を見込んでいます。



県債

借換債については償還計画に合わせて推計

建設事業充当分については17年度発行額を限度として見込む。

その他

税源移譲予定特例交付金、所得譲与税、義務教育費国庫負担金は、三位一体改革の内容を加味して推計

社会保障関係の国庫補助負担金は、歳出の伸びと連動して推計

その他の国庫補助負担金、分担金・負担金等の歳入については歳出に連動して推計

<歳出>

人件費

知事部局などのいわゆる県庁職員のほか、教職員、警察官等の人件費を含む。

職員定数については増減なしとして推計。給与改定分は見込んでいない。

退職手当は年齢構成をもとに定年退職者及び中途退職者の見込みを加味して推計

社会保障費

主な費目について、過去からの推移等をもとに推計

国民健康保険関係の県負担分については三位一体改革の内容を加味して推計

公債費

過去の借入の償還計画額と今後の借入見込みをもとに推計

税関係交付金等

県税に連動して推計

普通建設事業費

平成17年度と同額を計上

その他

光熱水費や通信費などの物件費、維持補修費、市町村や団体等への補助金・負担金、他会計への繰出金等を含む。

平成17年度と同額を計上。

財政改革の目標と視点

1 計画期間

平成18年度～平成20年度の3年間を計画期間とします。

2 財政改革の目標

自立した財政基盤の確立

地方分権は、中央主導の体制から、地方が自らの権限と責任において自主的に政策を立案・運営していくシステムへ転換していくことを目的としています。

今後の財政運営では、**予算についても、分権の視点からの質的転換を進めるとともに、財政構造の体質強化を図り、財政再建団体への転落を回避し、『自立した財政基盤の確立』を目指していきます。**

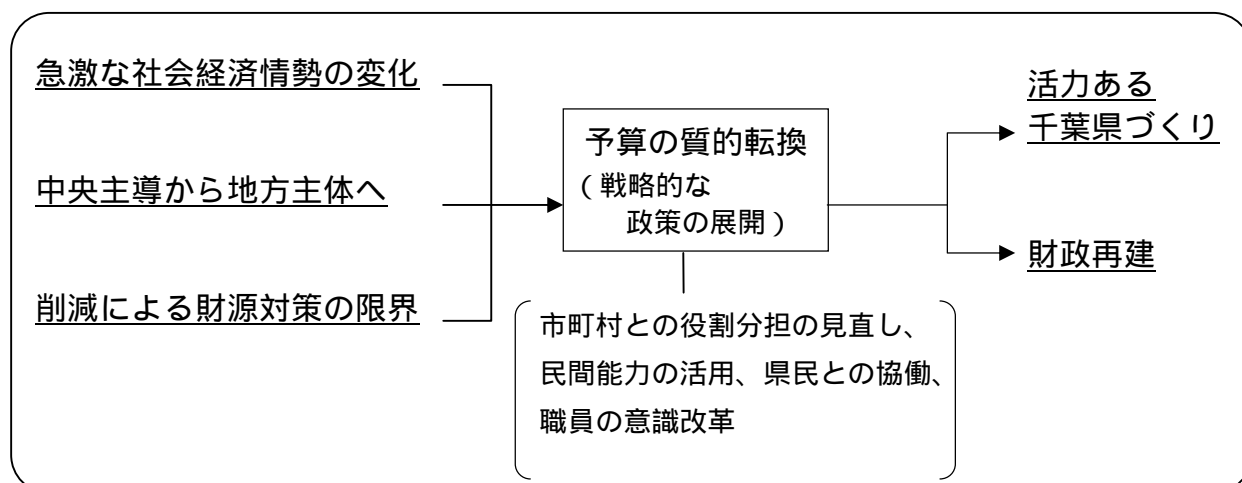
3 財政改革の取組の視点

限られた財源の中で、**県民ニーズに応えた政策を着実に実行していくためには、従来の発想や慣習にとらわれない、柔軟な姿勢で新たな政策や事業に取り組んでいくことが必要です。**

- (1) 新たな地方分権の進展を踏まえ、**市町村との役割分担の見直しや民間能力の活用及びNPO等県民との協働**を進めます。
- (2) 既存の政策について、**県民の視点からその必要性を真摯に検証し、事業の徹底した選別**を行います。
- (3) 県民の視点に立った政策を立案・運営していくため、**職員の意識改革**を図るとともに、**政策立案能力の向上**に努めます。

予算の質的転換

～ 今後は、予算の質的転換を進め、活力ある千葉県づくりと財政再建の両立を図っていきます。～



「自立した財政基盤の確立」に向けた取組

1 安定した歳入の確保に向けて

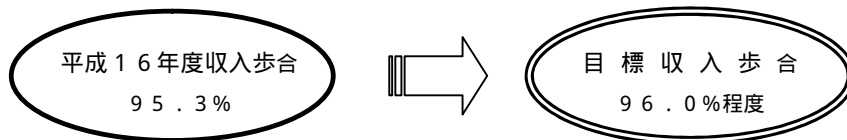
景気に左右されやすい税収構造や義務的経費の増加による財政の硬直化の改善を図るため、自主財源の確保に努めます。

(1) 県税収入の確保（確保目標額 260億円）

課税客体を的確に把握して税収確保に努めるほか、以下の対策を講じて県税収入の確保を図ります。

収入歩合の向上（150億円）

迅速な滞納整理の実施により、確実な徴収に努め、収入歩合の向上を図り、税収の確保に努めます。



個人住民税への税源移譲を見据え、市町村への徴収の援助を引き続き実施することにより、個人県民税の収入歩合の向上を図ります。

自動車税の徴収対策の強化に努めて、収入歩合の向上を図るほか、コンビニエンスストアの納税窓口の利用を普及させ、納期内納付率を高め、滞納発生の防止に努めます。

超過課税の導入（110億円）

福祉・医療施設及び防災・都市基盤の整備等の推進に充てるため、法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施し、財源の確保を図ります。

千葉県税財政研究会の提言に基づき、「みどりの保全など地域環境のための税制」について導入を検討します。

新たな超過課税の検討

徹底した歳出削減や歳入確保を図ったうえで、なお財源対策が必要と判断された場合には、新たな超過課税の実施を検討します。

(2) 受益者負担の適正化（確保目標額 20億円）

適正な受益者負担を求める観点から、コストに見合った使用料・手数料への見直しを行うとともに、施設使用料についても原則有料化を進めます。

(3) 県有地の売却等（確保目標額 50億円）

県有地の売却促進

未利用県有地について、現状の正確な把握に努め、公共活用や効率的な売却方法を検討します。

利用見込みのない県有地は、「県有地活用処分促進委員会」に諮り、民間等への処分を積極的に行います。

未利用県有地の有効利用

処分に時間を要する土地等については、賃貸を含めた有効活用・暫定活用の検討を行います。

未利用県有地の状況(17年9月現在)

(単位：㎡)

件数	面積
48	111,818

* 売却処分可能なもの

未利用県有地の処分実績(15～17年度)

(単位：㎡、億円)

	15	16	17	合計
金額	24	12	11	47
面積	168,311	50,249	69,489	288,049

* 17年度は9月末時点の実績

2 選択と集中による事業の実施

県民ニーズに応えた新たな政策や次代を見据えた政策を予算の質的転換を図りながら着実に実行するとともに、既存の政策や事業について、県民の視点から、その必要性などについて徹底した分析を行い、選択と集中による事業の実施を図ります。

(1) 内部管理的経費の抑制(効果額 110億円)

人件費の抑制・適正化(80億円)

定員管理の適正化

大量退職時代の到来や県の役割分担の見直しを踏まえ、新たに前回計画を上回る削減人数を設定した定員適正化計画を策定し、職員の削減に努めます。

また、出先機関や試験研究機関の見直しを行うなど、引き続き効率的な組織編成を進めます。

定員適正化計画の実施状況(平成15年度～17年度)

= 3か年で、目標を上回る1,261人(7.8%)を削減 =

	H14職員数	計画	実績
知事部局・行政委員会	10,802	470	566
教育委員会事務局	890	40	63
警察(警察官以外)	1,158	15	14
学校職員(県単定数)	1,224	306	328
合計	14,074	831	943

* 参考：公営企業 (2,052) (135) (318)

給与及び特殊勤務手当等の見直し

民間準拠を基本として、より職員の職務・職責や実績に応じた給与となるよう、給与構造の見直しを行います。

また、特殊勤務手当等について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、適正化を図ります。

物件費及び施設の維持管理経費の抑制（30億円）

県の役割の見直しと事業の選別

事務事業の執行にあたって、絶えず事業の必要性、効果を検証するとともに、指定管理者制度の導入によって経費の抑制を図るなどして、平成18年度以降、毎年2%程度の抑制（一般財源ベース）を目指していきます。

また、行財政改革を目的として実施する公の施設の廃止や移譲に伴う県債の繰上償還の要件緩和等について、国に制度改正の要望を行っていきます。

(2) 投資的経費の抑制（効果額 230億円）

入札制度改革

電子調達システムの導入による事務の効率化も踏まえ、調達コストの低減と調達手続きの透明化を図るため、一般競争入札の拡大を行います。

公共工事のコスト縮減やPFIの推進

厳しい財政状況の中で、効果的・効率的な公共事業を推進していくため、「千葉県公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき、引き続きコスト縮減を図ります。

千葉県警察本部新庁舎をPFI方式により整備します。また、今後導入対象の基準の明確化を図り、PFI手法を推進します。

県の役割の見直しと事業の選別

事業の執行にあたって、県民生活への影響などを考慮するとともに、その必要性、効果を検証し、毎年5%程度の（一般財源ベース）抑制を目指します。政策評価制度や大規模公共事業等事前評価制度等を活用し、限られた財源の中での事業の必要性、妥当性、優先度などを幅広く検証し、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

(3) その他一般行政経費の抑制(効果額 260億円)

公社等外郭団体の抜本の見直し

公社改革については、団体の統廃合や民営化を含め、さらなる抜本的な改革に取り組み、団体数、役職員を削減します。

公の施設への指定管理者制度の導入等

公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用しつつ、県民サービスの向上や管理運営コストの抑制を図ります。

行政と民間の連携・協働の促進

行政と民間企業等との協働により、より大きな成果が生まれるよう、新たな協働の手法を検討し、予算の効果的な活用を図ります。

県の役割の見直しと事業の選別

事務事業の執行にあたり、県民の視点に立って、事業の必要性を検証し、その他の一般行政経費については、平成18年度以降、毎年2%程度の抑制(一般財源ベース)を目指します。

3 緊急的な財源対策である財政健全化債・退職手当債等の発行

(発行想定額 1,350億円)

現在の危機的な財政状況では、財源不足を解消するため、緊急的な財源対策の一つとして、特例的な県債の活用をせざるを得ない状況です。改革期間中には、歳出の削減や自主財源の確保を基本として、財政の健全化に取り組みますが、「財政健全化債」や「退職手当債」などの特例的な地方債についても公債費負担の抑制に留意しつつ、当面は発行可能な範囲で活用していきます。

注) 財政健全化債...財政構造が悪化している地方公共団体が、数値目標を設定・公表して行財政改革に取り組んでいる場合に、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で発行が許可される特例的な地方債

退職手当債...地方公共団体が職員定数の見直し等により財政負担の軽減を図る場合、当該見直しによる職員の退職に係る退職手当の財源とするために、その見直しの範囲内で発行が許可される特例的な地方債

《財源確保の見通し》

2,700億円の財源不足額に対し、こうした財源対策や特例的な地方債を活用しても、財源確保額は、2,280億円程度にとどまる見通しです。

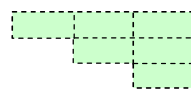
(単位：億円)

区 分		18年度	19年度	20年度	計
財 源 不 足 額		770	940	990	2,700
区 分		18年度	19年度	20年度	計
歳入の確保	県 税 収 入 の 確 保	70	90	100	260
	受益者負担の適正化	5	7	8	20
	県有地の売却等	15	20	15	50
	歳入合計(A)	90	117	123	330
歳出の抑制	内部管理的経費の抑制	18	37	55	110
	投資的経費の抑制	40	80	110	230
	一般行政経費の抑制	38	87	135	260
	歳出合計(B)	96	204	300	600
特例的な地方債の発行(C)		450	450	450	1,350
合 計(A~C)		636	771	873	2,280
差引財源不足額		134	169	117	420

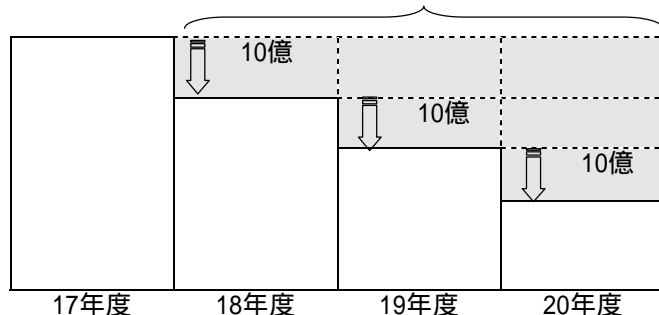
財源不足の解消に向けて、「地方交付税の総額確保」や「退職手当に対する財源措置の拡大」など、安定的な財政運営に必要な地方財政措置について国に働きかけていきます。

財源確保効果額の算出方法

平成17年度予算をベースとして、次年度以降、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による財源確保効果を算定しています。

例えば、毎年度、歳出を逡減（歳入を逡増）させていく場合、前年度の効果が翌年度以降も累積していくため、単年度ごとの効果額は漸増していきます。（図の  部分）

毎年10億ずつ削減 3年間の財源確保効果額 = 60億円



特段の対策を講じない場合、歳出は17年度と同額

例) 17年度の歳出が100億円で、次年度以降、毎年10億円ずつ歳出削減を行った場合、3年間の財源確保効果額は、単年度削減額の1 + 2 + 3 = 6倍(10億円×6倍=60億円)となります。(19年度と20年度はそれぞれ前年度歳出をベースにさらに削減することとなるため、17年度予算をベースに比較するとそれぞれ20億円、30億円の削減となる。)

4 国に対する地方税財政制度の改正要望

あらゆる手段を講じて財源確保に努めていきますが、県の取組だけでは限界があることから、確保の見込みが立っていない財源不足額の解消のため、税財政制度の改正について国に積極的に働きかけていきます。

(1) 安定的な税財源の移譲と一般財源総額の確保

国と地方の適切な役割分担のもとに、事務量と責任に見合った安定的な財源を確保するため、第1段階として、所得税から個人住民税への3兆円規模の確実な税源移譲を実施し、第2段階として地方消費税等の基幹税を中心としたさらなる税源移譲を求めています。

また、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を平成18年度以降も確実に確保するよう求めています。

(2) 退職手当などの急増に対する地方財政措置の拡大

退職手当については、今後団塊の世代の大量退職を控え、定年退職者だけを見ても平成18年度から平成20年度の3年間で1,000人ほど増加することが見込まれ、これが財政運営を大きく圧迫していきます。

これは、全国的な課題であることから、関係機関とも連携して財源措置について国に働きかけていきます。

(3) 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金に係る地方の超過負担は、地方に過重な負担をかけ、財政運営を圧迫することから、早急に改善していくことが必要です。

国への改善要望により、補助単価の引き上げなど一部改善されているものもありますが、解消には程遠い状況であり、引き続き改善を求めています。

(4) 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金は、国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものであり、不合理であることから国に廃止を求めています。

特に、管理主体が負担すべき維持管理費を直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担をさせることは極めて不合理であるため、早急にこれを廃止するよう国に求めています。

5 将来世代への負担軽減のために

公債費の増加が財政硬直化の要因となっていることから、できる限りの対策を講じて公債費負担の抑制に努めるとともに、長期的には、県債残高の総額の抑制を目指していきます。

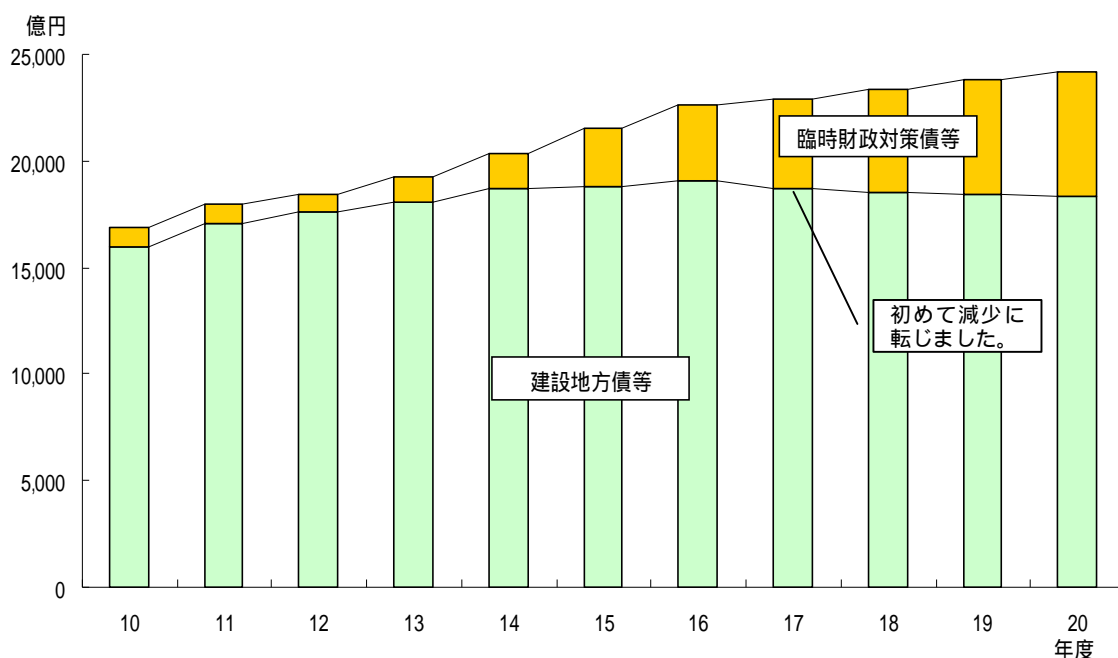
(1) 県債残高の総額の抑制

県債残高の総額を確実に抑制していくため、臨時財政対策債と減税補てん債を除いた残高を抑制するとともに、平成17年度に初めて達成したプライマリーバランスの黒字を確保していきます。

なお、臨時財政対策債は、平成13年度の制度改正により、地方財政計画上の収支不足の2分の1相当額について、地方交付税の振替えとして発行される地方債であり、減税補てん債は、平成11年度の税制改正による恒久減税の影響額の4分の1相当額について、地方税の振替えとして発行される地方債です。いずれも一般財源として扱われ、償還額の全額が地方交付税で措置されるものです。

県債残高の推移～建設地方債は減少、臨時財政対策債等は増加～

一般会計県債残高推計(満期一括積立を元金償還と見做す場合)
(18年度以降1,710億円ベース) (単位:億円)



注1) 満期一括償還積立は元金償還とみなす場合。臨時財政対策債等は、臨時財政対策債及び減税補てん債の合計。18年度以降は、25ページの収支見通しに加え、財源対策分の起債を各年度450億円発行した場合の推計

《プライマリーバランスとは》

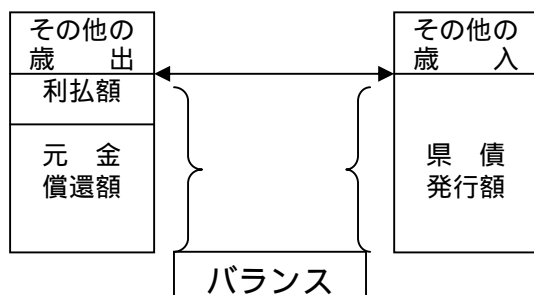
プライマリーバランスの均衡とは、財政の基礎的収支のことであり、県債償還費を除いた歳出が県債発行額を除く税金等で賄われる状態、言い換えれば、**県債の発行額が元金償還金の範囲内**にあることをいいます。

プライマリーバランスの均衡は、将来の世代に過重な負担を残さないために、また中長期的に財政の持続可能性を維持していくために非常に重要なことです。

国においても、「構造改革と経済財政の中期展望」で、2010年代初頭までにプライマリーバランスの黒字化を図るとしています。

プライマリーバランスの見通し（単位：億円）

年度	-	備考
14	604	決算
15	656	決算
16	444	決算
17	280	9月補正後
18	129	
19	151	
20	217	



*18年度以降のプライマリーバランスは、25ページの収支見通しに加え、財源対策分の起債を各年度450億円発行した場合の推計です。

(2) 資金調達手段の多様化

経済情勢や金利動向を見据えながら、将来にわたって有利かつ、安定的な発行ができるよう発行年限や発行方法(借入条件)などについて、工夫していきます。

(3) 県債管理基金の効率的な運用

将来の償還に備えて積み立てている県債管理基金について、資金運用の効率化を図るなどの検討を行っていきます。

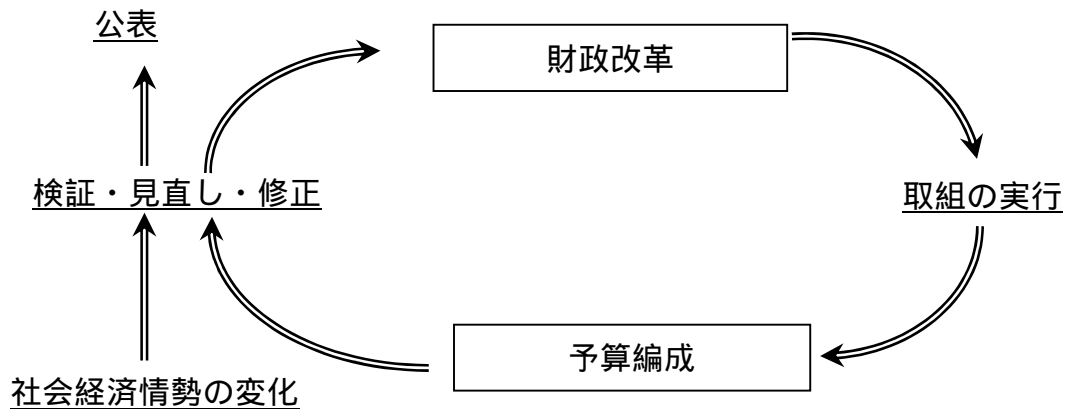
分かりやすい『財政改革』のために

計画に基づく取組については、毎年度、点検や見直しを行います。

また、財政見直しについては地方財政制度や経済情勢等の変化に対応し、毎年度見直し（ローリング）を行い、計画の進行管理をしていきます。

（１）ローリング制度の導入

財政見通しの推計（25P）については、平成17年度をベースとして、地方財政制度、経済情勢等を考慮して推計したのですが、今後、三位一体改革などの地方財政制度の改革や社会経済情勢の変化などに対応し、毎年の当初予算編成段階では、収支見直しを修正し、財源確保の取組を公表していきます。



ローリングの内容

1 当初予算編成時

当初予算における財源確保の取組を公表します。

社会経済情勢の変化に応じ、中期財政見通しの修正を行います。なお、計画策定の前提条件が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の改訂を行います。

2 各年度終了後

当該年度の最終予算をベースに財源確保の取組を検証します。

（２）特別会計の設置

現在の一般会計予算は、地方消費税関連の収支や借換債などが計上されているため、実質的な収支の状況が把握しにくくなっています。

このため、特別会計の設置などにより、わかりやすい会計制度となるよう検討を進めます。

本件照会先：

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号

千葉県総務部総務課行政改革推進室

電話 043-223-2461 FAX 043-225-1904

E-mail gyoukaku05@mz.pref.chiba.jp

千葉県総務部財政課予算第一室

電話 043-223-2073 FAX 043-224-3884

E-mail zaisei6@mz.pref.chiba.jp